

資料 2

平成 26 年 10 月 14 日 (火)

第 3 回佐倉市子育て支援推進委員会

(仮称) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画

「第 3 章 計画の基本的な考え方」における基本理念・基本方針について

平成 26 年 10 月

1 計画の基本理念

◆専門部会からの意見

- ・子どもにどのように育ってほしいかを明確にしたうえで基本理念を考える必要がある。
- ・人格の尊厳、人を尊び大切にする、子どもの主体性、これらの主旨を削ぎ落してはならない。言葉が難しいならばわかりやすい言葉に言い換えて。
- ・基本理念とは、子ども自身や子どもに関係する人たちが、立ち戻りかえりみることができるものにしなければならない。
- ・簡潔でだれもがわかる表現のほうがよい。
- ・「子どもの権利条約」という言葉を入れたほうがいい。
- ・「子どもの権利条約」をやわらかい表現にしたほうがいい。

◆事務局からの提案

専門部会で議論した内容をもとに事務局が作成しました。この提案の中から選定するというものではありません。基本理念作成の参考にしてください。

- ①（「子どもの最善の利益」、「子どもの主体性」を第一に考えて）

「子どもの人格が尊重され、子どもが公平かつ平等にはぐくまれ、

子どもの最善の利益が守られるまち 佐倉」

- ②（「子どもの最善の利益」＋「親の子育て」＋「地域のささえ」）

「子どもの最善の利益を実現し、子どもが健やかに成長する、

親が育てる喜びを感じられる、そんな佐倉をみんなでささえる」

③（みんな＝保護者をはじめとする大人全員、えがお＝子どもの幸せ）

「みんなで見守り育てよう えがお 輝く（いっぱい） 佐倉っ子」

④（「子どもの権利条約」を明記する）

「子どもの権利条約をもとに

手をつなぎ、みんなで育てよう 佐倉っ子」

⑤（ささえ、見守り、はぐくもう＝地域＋家庭、幸せ～＝子ども）

「ささえ、見守り、はぐくもう！

幸せ（笑顔）いっぱい子どもの未来」

⑥（子どもと子どもに関わるみんなが元気になることを目指す。）

「みんな！ 元気！」

⑦（次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐ）

「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」